働き方改革に伴う「しわ寄せ」への対策について

令和元年6月12日

ひと、くらし、みらいのために







1 業所管省庁による取組の強化

① 「しわ寄せ」事例や「しわ寄せ」防止・改善事例の収集と周知・広報

「しわ寄せ」防止について文書要請を行った業界団体を対象に実施したフォローアップ調査(※1) で得られた「しわ寄せ」の声やその防止・改善につながったとの声(※2)をとりまとめ、厚労省から 業所管省庁へ共有。

業所管省庁は、これらの声を基に業界団体等への追加ヒアリング等を実施し、業界固有の「しわ寄せ」事例や「しわ寄せ」の防止・改善事例を取りまとめ、業界団体への周知・広報を徹底。

- ※1 文書要請を行った団体に、本年5月に業所管省庁から「会員企業等にどのように周知したか」等について報告を 依頼(厚労省まとめ)。
- ※2 ・物流業者から着荷主への提案で、朝一納入指定を前日の午後納入にすることにより作業効率が上がった。
 - ・業界の標準単価を設定できないため、親事業者、関連企業等と合同で勉強会・検討会を開催している。 など

② 経営トップに対する直接要請等

業所管省庁の幹部等が、大企業・親事業者の経営トップが参加する全国的・地域単位の主要な業界団体の会合などを活用し、自社の働き方改革により下請事業者に「しわ寄せ」が生じないよう直接要請を行うとともに、経営トップから調達部門の役員・責任者に対して確実に指示するよう依頼。

また、業所管省庁から所管業界団体に対し、経営トップが出席する各種会合において『大企業・親事業者の働き方改革による下請事業者への「しわ寄せ」防止』を議題として積極的に取り上げるよう依頼。

③ 下請中小企業振興法「振興基準」等による「しわ寄せ」防止に向けた行政指導の活性化

下請事業者・親事業者の事業を所管する大臣(主務大臣)が大企業・親事業者に対して指導、助言を 行う際に用いることができる<u>「振興基準」等について</u>、<u>中企庁から業所管省庁に分かりやすい資料を策</u> 定・提供し、業所管省庁は、これらの資料等を活用し、「しわ寄せ」事例に対する行政指導を活性化。

2 厚労省・中企庁・公取委による取組の強化(「しわ寄せ防止総合対策」の策定)

① 労働局による大企業・親事業者への重点的な要請等

労働局において、管内の大企業・親事業者に対して、個別に訪ね、労働時間等設定改善法第2条第4項 の取引上必要な配慮をするよう努めなければならないとする規定に関する要請等を重点的に実施。

② 「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の設定

11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と位置づけ、下請取引適正化推進月間の取組との連携を図りつつ、大企業・親事業者に対する集中的かつ効果的な取組(※)を実施。

- ※ 経営トップセミナーの開催、大企業・親事業者への企業訪問による集中的な働きかけの実施 等
- ③ 労働局・労基署が実施する説明会への経済産業省職員の派遣

労働局・労基署が実施する働き方改革関連法に関する説明会に、経済産業省から職員を派遣。

大企業・親事業者の働き方改革の推進に当たって下請事業者に「しわ寄せ」が生じないよう努める必要があることを説明するとともに、「しわ寄せ」相談にも対応。

④ 厚労省と中企庁との「しわ寄せ」相談情報に関する連携の強化

厚労省と公取委・中企庁との通報制度(強化済)に加え、労働局・労基署・働き方改革推進支援センターの窓口や監督指導・個別訪問において、下請事業者から、大企業・親事業者の働き方改革に伴う「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、リーフレット(※)等を活用して「振興基準」等の説明を行うとともに、相談情報を地方経産局に情報提供。

- ※ 振興基準のポイントや相談先などを記載した分かりやすいリーフレットを新たに作成。
- ⑤ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

下請法等違反の疑いのある「しわ寄せ」事案の情報に接した場合には、公取委・中企庁が厳正に対応。また、指導事例や不当な行為事例(べからず集)の周知・広報を徹底。

働き方改革に伴う「しわ寄せ」への対応について(工程表)

- ●中小企業が時間外労働の上限規制に円滑に対応できるよう、大企業・親事業者に対する「しわ寄せ」防止に向けた取組を集中的に実施
- ●取組の実施に伴い把握した課題に対しては、対応策を検討し、速やかに対策を実施

令和元年6月! 7月 ! 令和2年1月! 8月 9月 10月 11月 12月 2月 3月 4月~ ▶ 文書要請を行った業界団体に対して実施したフォローアップ調査で得られた。 「しわ寄せ」改善事例等の 「しわ寄せ」の声や「しわ寄せ」防止・改善の声を業所管省庁と共有 収集と周知・広報 ▶ 団体等に追加ヒアリング等を実施し、「しわ寄せ」改善事例等を業界団体に周知 経営トップへの直接要請等 中 ▶業所管省庁の幹部等が総会等で「しわ寄せ」防止等について直接要請等を実施 企業 業所管省庁による取組の強化

対応策の検討

- ▶ 下請Gメンヒアリングや 1065の業界団体への フォローアップ調査において得られた「しわ寄せ」の声等の深掘り
- ▶ 厚労省・中企庁等による取組に加え、業所管省庁による取組を検討

業所管省庁による 取組の強化

「しわ寄せ防止総合 対策」の策定 行政指導の活性化 ► 「しわ寄せ」事案について、下請中小企業振興法「振興基準」 に基づき、業所管省庁が実施(中企庁作成の資料を活用)

「しわ寄せ防止総合対策」の策定(厚労省・中企庁・公取委による取組の強化)

- ▶ 関係法令等の周知・広報(労働局等の説明会に経産省職員派遣)
- ▶ 労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等において、 課題の共有と地域での取組の推進

しわ寄せ防止 キャンペーン月間 (11月) ・経営トップセミナーの開催

・企業への集中的な働きかけ

労働局・労基署等 の取組

周知広報

- > 窓口、監督指導・個別訪問の際に把握した「しわ寄せ」事案 を、地方経産局に情報提供
- ▶「しわ寄せ」防止に向けた重点的な要請等

公取委・中企庁 の取組

- ▶ 下請法等違反の「しわ寄せ」事案には厳正に対応
- > 実際に行った指導事例や不当な行為事例の周知・広報

<u>※令和2年度以降においても上記の取組を実施し、PDCAサイクルを着実に回していく。</u>

 \mathcal{O}

時間

外労働

 \mathcal{O}

上 限

規制適用開始

「しわ寄せ防止総合対策」の策定

【現状の課題と課題への対策】

- 「働き方改革の推進」と「取引適正化」は車の両輪であり、大企業等の働き方改革による下 請事業者への「しわ寄せ」の防止は、親事業者と下請事業者の双方が生産性の向上・成長と分 配の好循環を実現する上で共通の課題
- このため、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が一層の連携を図り、「働き方改革の 推進」と「取引適正化」を一体的に推進するため 「大企業・親事業者の働き方改革による下 請事業者へのしわ寄せ防止のための総合対策(仮称)」(通達)を策定し、取組を推進

<総合対策の4つの柱>

① 関係法令等の周知広報

- ・労働局・労基署が、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく 「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
- ・「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的な取組
- ・労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等における課題の共有と地域での取組の推進

② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

・下請事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、 相談情報を地方経産局に情報提供

③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等・通報

- ・労働局から管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
- ・下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法 違反行為等の存在が疑われる場合には、公取委・中企庁に通報

④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

- ・大企業の働き方改革に伴う下請事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」 については、公取委・中企庁が、下請法等に基づき、厳正に対応
- ・実際に行った指導事例や不当な行為の事例(べからず集)の周知・広報の徹底

① 関係法令等の周知広報

- > 厚労省・中企庁が連携した周知啓発等
- 労働局・労基署が実施する働き方改革関連法に関する説明会等を通じ、中企庁と連携し、 リーフレットや事例等により、働き方改革に伴う「しわ寄せ」防止に向けた周知啓発を行い、 「しわ寄せ」相談事案の把握に努める。

厚生労働省

働き方改革関連法・労働時間制度説明会

開催地域:全国の労働基準監督署

実施時期:平成31年4月~

対象事業場:

一定時間以上の時間外・休日労働を行っており、時間外労働の上限規制の施行に対応する必要があると考えられる事業場(大企業を含む)

説明内容:

- 労働基準法等の改正内容
- ・長時間労働の削減に係る好事例の紹介
- ・時間外労働等改善助成金の周知 等

※ 平成30年度実績(全国) 毎月約250回開催

放送事業者や放送コンテンツ制作会社等に対する説明会

※ 規制改革実施計画(平成30年6月15日付け閣議決定)に基づく取組

開催地域:東京、愛知、大阪 実施時期:令和元年7月~

対象事業場:

放送事業者、テレビ番組制作会社、アニメーション制作会社等 説明内容:

放送コンテンツ制作取引における労働基準関係法令等の遵守や下請通報 制度等の各行政機関に対する情報提供について

中小企業庁

経済産業省職員 (中企庁職員含む)



経済産業省職員を 派遣し、しわ寄せ 事例などを説明

① 関係法令等の周知広報

- >「しわ寄せ」防止の集中的な実施
- 上限規制適用による中小企業への「しわ寄せ」防止に向けた社会的機運の醸成を図るため、

11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」(※)と位置づけ、集中的な取組を実施

※ 11月は「下請取引適正化推進月間」でもある。

<主な実施事項>

- - 大企業・中小企業の経営トップに対して、①行ってはいけない短納期発注等の行為 (=「しわ寄せ」行為)、②「しわ寄せ」改善事例(好事例)の周知等を行う。
- ▶ 厚労省、労働局及び労基署において、上限規制の適用を受ける大企業等に対して、企業 訪問による「しわ寄せ」防止に向けた働きかけ等を集中的に実施
 - 厚労省幹部は、大企業等を訪問し、経営トップに対して要請書を渡すなどにより、「しわ寄せ」防止に向けた働きかけを行う。
 - 労働局幹部は、管内の大企業等を訪問し、経営トップに対して要請書を渡すなどにより、 「しわ寄せ」防止に向けた働きかけを行うとともに、職員は、管内の大企業等を訪問し、 「しわ寄せ」防止に向けたリーフレット等を用いて助言等を行う。
 - 労基署においては、監督指導及び労働時間・相談支援班が実施する訪問支援の機会を活用 し、「しわ寄せ」防止に向けた周知を行う。

労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供 **(2**)

労働局・労基署・働き方改革推進支援センターの窓口や監督指導・個別訪問において、下請事業者 から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談情報が寄せられた場合には、 リーフレット等を活用して「振興基準」等の説明を行うとともに、相談情報を地方経済産業局に 情報提供する。

労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた重点的な要請等・通報 **(3**)

- 労働局においては、管内の大企業等に対して、個別に訪ね、リーフレット等を用いて労働時間等設定 改善法第2条第4項の取引上必要な配慮をするよう努めなければならないとする規定に関する要請等 を重点的に実施する。
- 下請事業者に対する監督指導において、労働基準法第24条、第32条違反等の労働基準関係法令違反 が認められ、その背景に親事業者による下請法違反行為等の存在が疑われる場合には、公取委・中企 庁に通報する。



8

関する相談情報を把握

下請事業者

④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

- 大企業の働き方改革に伴う下請事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の疑いのある「しわ寄せ」事案の情報に接した場合、公取委・中企庁は下請法等に基づき、厳正に対応する。
- 「しわ寄せ」に関して実際に行った指導事例や不当な行為の事例(べからず集)について、働き方改 革に関する政府広報HPや業所管省庁を通じて、業界団体・個別企業へ広く周知・広報を行う。

「働き方改革」を阻害する不当な行為をしないよう 気を付けましょう!!

● 以下の行為は、下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する 可能性があります。



(下請法第4条第1項第5号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例①:短納期発注による買いたたき

発注者は、短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方的に定めた。





事例②:業務効率化の果実の摘み取り

発注者は、受注者から社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方的に定めた。





(2)減額

(下請法第4条第1項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例③:付加価値の不払

発注者は、書面において短納期発注については「特急料金」を定めていたところ、受注者に対して短納期発注を行ったにもかかわらず、「予算が足りない」などの理由により、特急料金を支うことなく、通常の代金しか支払わなかった。





(3)不当な給付内容の変更・やり直し

下請法第4条第2項第4号 ・独占禁止法第2条第9項第5号(1)

事例4:直前キャンセル

発注者は、受注者に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷する ために、毎週特定の曜日に受注者のトラックを数台待機させることを契約で定めていた。当日 になって「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わな かった。





(4)受領拒否

(下請法第4条第1項第1号·独占禁止法第2条第9項第5号八)

事例(5): 短納期発注による受領拒否

発注者は、発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者は従業員による長時間勤務に よって対応したが、その納期までに納入が間に合わず、納入遅れを理由に商品の受領を拒否 した。





納期を短く変更し、従業 員の長時間労働により 納品したのに、身勝手 過ぎる。

(5)不当な経済上の利益提供要請

(下請法第4条第2項第3号

·独占禁止法第2条第9項第5号口)

事例⑥:働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

発注者は、商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を発注者自ら行うべき であるにもかかわらず、受注者に対して無償で行わせた。



